

身体的拘束等の適正化のための指針

三重県厚生事業団 三重県いなば園

令和4年4月

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

1. 利用者一人ひとりにも様々な障がい特性があり、職員全員がその障がい特性を理解し、身体拘束を安易に使用することなく支援を行う。
2. 「緊急やむを得ない場合」を除いて、身体拘束の防止に努める。

2 身体拘束に該当すると考えられている行為

1. 車いすやベッド等に縛りつける
2. 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける
3. 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
4. 支援者が自身の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
5. 行動を落ち着かせるために、自分の意志で開ける事の出来ない居室等に隔離する
6. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる

「厚生労働省の身体拘束ゼロへの手引き 2001年3年」

- ① 徘徊しないように車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように又、皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやイスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないようにY字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐためにベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る

3 緊急やむを得ない場合に行う身体拘束（身体拘束の3つの要件）

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされている可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手段が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

4 身体拘束等適正化に向けた体制

- 1 委員会の設置及び実施（身体拘束適正化委員会は虐待防止委員会と一体化して実施）
- 2 定期的な研修の実施（研修は年1回以上全職員を対象に実施）
- 3 記録の整備（やむを得ず身体拘束を行った場合は必ず記録として残す）

5 身体拘束等発生時の対応に関する方針

・身体拘束等を行わないことが、原則であるが、利用者又は他の利用者の生命、身体を守るために、緊急やむを得ない場合に3つ要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たした上で以下の対応を行う。

（ア） 委員会の開催

事例に関して上記3つの要件を満たしているのかを確認し、身体拘束の理由、方法、時間及び実施期間について協議する。

（イ） 利用者本人及び家族に対する説明

緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、速やかに家族又は後見人等に連絡し承諾を得る。連絡が取れない場合には、身体拘束実施後、家族又は後見人に説明し承諾を得る。

（ウ） 記録と再検討

身体拘束を行った場合は、すべて記録として残す。実施期間終了後に身体拘束を継続するか否かを検討し、継続する場合は、再度家族及び後見人等に継続の理由などを説明し、承諾を得る。

（エ） 身体拘束の解除

利用者本人の状況の変化や支援の改善等により、身体拘束が不要になった場合は、速やかに身体拘束を解除する。身体拘束の解除に当たっては、家族、後見人等に解除の理由などを説明し、承諾を得る。

6 当該指針の閲覧について

当該指針は、各事業所内に掲示等するとともに、事業所のホームページに掲載し利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する